

平成 29 年 12 月 6 日

大阪航空局

無人航空機の事故に関する嚴重注意について

大阪航空局は本日付けで、本年 11 月 4 日に岐阜県大垣市のイベントにおいて無人航空機を落下させ観客 3 名を負わせる事故を起こした合同会社空創技研プロペラ社に対し、嚴重注意を行いました。

平成 29 年 11 月 4 日、岐阜県大垣市での催し場所上空において、合同会社空創技研プロペラ社が飛行させていた無人航空機が落下し、観客 3 名に軽傷を負わず事故が発生しました。

事故の原因については現在も調査中ではありますが、これまでの確認の結果、同社において、以下の通り、航空法に違反する行為や飛行にあたって十分な安全上の確認が行われていなかったことが判明し、安全意識や法令遵守の精神が欠如していることが認められたことから、大阪航空局は本日付けで同社に対し嚴重注意を行いましたのでお知らせします。

(現在までに確認できている内容)

- ・ 事故時の飛行では、許可承認を受けていない機体を使用し、かつ、当日の風速や搭載重量の計測を適切に行わないまま飛行させたこと。
- ・ 平成 28 年 8 月 15 日の岐阜県恵那市での催しにおいて、必要な承認を受けずに日没後の飛行を行うとともに、立入禁止区画に観客が入ったことを認識しつつ飛行を継続させていたこと。

また、現在判明している事案以外での法令違反及び安全措置が不十分であった事例の有無の調査やそれら全てについての原因究明と再発防止策を検討の上、報告することもあわせて指示しています。

別添資料：無人航空機の飛行における法令遵守及び安全確保について(嚴重注意)

(問い合わせ先)

大阪航空局運用課 課長 大橋

電話 06-6949-6229 (内線 : 5210)

前任航空機検査官 野村

電話 06-6949-6235 (内線 : 5260)

阪空運第 9401 号
阪空検第 3534 号
平成 29 年 12 月 6 日

合同会社空創技研プロペラ
代表社員 櫻井 優一 殿

国土交通省大阪航空局
安全管理官 若狭 満



無人航空機の飛行における法令遵守及び安全確保について（嚴重注意）

貴社は、平成 29 年 11 月 4 日、岐阜県大垣市での催し場所上空において操縦していた無人航空機が落下し、観客 3 名に軽傷を負わせる事故を発生させた。

当該事故に関し、発生原因については引き続き調査・確認中なるも、これまでの確認の結果、許可・承認を受けていない機体を使用するとともに、風速や搭載重量の計測を適切に行わないまま飛行を行っていたことが認められた。

さらには、貴社は、平成 28 年 8 月 15 日、岐阜県恵那市での催しにおいても、必要な承認を受けていなかったにもかかわらず日没後の飛行を行うとともに、第三者の立入りを禁止していた飛行エリア内に観客が入ってきたことを認識しながら飛行を継続させていたことが認められた。

これらは、航空法の規定に違反する行為や無人航空機の安全飛行にあたり十分な安全上の確認が行われていなかったものであり、安全意識や法令遵守の精神が欠如したものと認められ、貴社に対し嚴重に注意する。

これら 2 つ以外の催し場所での飛行についても、法令違反及び安全措置が不十分であった事例の有無を調査のうえ、それらすべての催し場所での飛行における法令違反や不十分な安全措置に至った背景や原因を分析するとともに、必要な再発防止対策を検討し、12 月 20 日（水）までに文書で報告されたい。また、岐阜県大垣市のイベント飛行における事故については、更に考えられる事故原因を詳細に分析したうえで、再発防止対策を可能な限り早期に文書で報告されたい。

以上